

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 58 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「市税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第 46 条第 2 項中「規則で定める様式による」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。